

## 指宿広域市町村圏組合財政状況の公表に関する条例

(平成28年指宿広域市町村圏組合条例第8号)

### (趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政状況(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

### (公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日及び11月1日に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項に規定する期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事故のやんだときから1箇月以内において、その期日を定めてこれを公表しなければならない。

### (公表の要領)

第3条 前条第1項の規定により5月1日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 収入及び支出の概況

(2) 住民負担の状況

(3) 財産、公債及び一時借入金の現在高

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要に応じ財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付することができる。

### (公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、指宿広域市町村圏組合公告式条例(昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第2号)に準じて行うものとする。

2 前項の規定により公表した文書は、公表の日から6箇月間、何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。